

訪問介護員養成研修及び介護職員基礎研修の終了に伴う留意点

訪問介護員養成研修及び介護職員基礎研修については、制度の改正により平成 25 年 3 月 31 日を以て終了します。これに伴い、今期に限り、当該研修に関する教育訓練給付指定講座の取り扱いを下記の通りとします。

記

- 1 訪問介護員養成研修及び介護職員基礎研修に関する講座については、指定の残存期間に関わらず全て平成 25 年 4 月 1 日を以て廃止となります。
 - ・これに伴い、貴施設から廃止届を提出する必要はありません。
 - ・平成 25 年 4 月 1 日以降に受講を開始した者は教育訓練給付の対象となりません。
- 2 介護職員初任者研修及び介護職員実務者研修について、教育訓練講座の指定を希望する場合には、新規指定として、教育訓練実施状況調査票（調査票）を提出してください。
 - ・既存の講座からの変更はできません。
 - ・養成事業者として都道府県からの指定を受けていることが確認できる書類（指定書の写し）等が必要です。各都道府県の準備状況により調査票の提出時において指定書が手元にない場合は、指定書の写し以外の調査票を先に提出し、後日、指定書の写しを提出してください。